

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 27 年 3 月 16 日

株主各位

東京都港区赤坂四丁目 2 番 6 号  
株式会社メディア工房  
代表取締役 長沢 一男

当社は平成 27 年 2 月 18 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 27 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 平成 27 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

【注】証券取引所の売買単位の変更日は、効力発生日の 3 営業日前です。